

3.8.3 基盤技術研究促進部門 出資管理室

室長 山口 浩 ほか2名

通信・放送承継業務

概要

保有株式については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中に処分方法、処分時期等処分の方向性の目途をつける。

株式の処分については、原則として中期目標の期間中に処分の方向性の目途をつけるため、出資会社、関係自治体等と緊密な調整を図りつつ進める。

このため、業務の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 処分方針が決定した会社の株式については、確実に株式の処分ができるよう所要の手続を実施し、出資金の回収に努める。
- (2) 処分方針が決定されていない会社の株式については、処分のあり方について関係者との意見調整を継続する。

平成17年度の成果

処分方針が未定であった1社については、平成17年6月の定時株主総会において、株式の処分について、自社株買いの方針が決定された。所要の手続きを実施し、平成17年11月30日に売却代金300万円を回収した。

この結果、通信・放送機構から承継した8社の株式については、中期目標の期間中に処分の方向性の目途をつけることとしていたが、前倒しで清算処理又は売却することができた。